

2024年2月27日

お客さま各位



破産管財人等口座開設手数料の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、島田掛川信用金庫では事務コスト等の上昇を踏まえ、下記のとおり手数料を新設させていただきます。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日 令和6年4月1日 (月)

2. 新設する手数料

○破産管財人等口座開設手数料

(税込)

区 分	新 設
口座開設1件	<u>11,000円</u>

下記①～⑤の新規口座開設時に手数料をいただきます。

- ①破産管財人名義の全口座（法人・個人問わず）
- ②相続財産管理人名義の口座
- ③不在者財産管理人名義の口座
- ④遺言執行者名義の口座
- ⑤上記に関連する管理用口座として作成する口座

ご不明な点は、営業店窓口までお問い合わせください。

以上